

令和4年12月

各 民生・児童委員 殿

宮崎市福祉部社会福祉第一課・第二課

年末・年始における生活保護業務の取扱いについて（お願い）

●期 間 令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）

●生活保護の相談、申請者の方への対応

①傷病等で緊急の医療措置が必要な方への対応

⇒相談者の住所・氏名・生年月日・相談内容を記録していただき、医療機関への受診をご案内してください。

⇒1月4日（水）に社会福祉第一課・第二課にご連絡ください。

②特に緊急を必要としないと判断できる方への対応

⇒相談者の住所・氏名・生年月日・相談内容などを1月4日（水）以降、社会福祉第一課・第二課までご連絡ください。

⇒相談者に対して、1月4日（水）以降に社会福祉第一課・第二課を訪ねるようご案内願います。

●生活保護受給中の方の医療機関受診の取扱い

⇒年末年始の期間中は、医療券（診療依頼書）が発行できません。期間中に受診が必要な場合、指定医療機関で受給証を提示して受診するようお伝えください。

⇒1月4日（水）以降に、社会福祉第一課・第二課または、各総合支所 地域市民福祉課まで連絡するようにご指導願います。

●生活保護受給中の方が死亡した場合の対応

・下記連絡先（市役所当直室）までご連絡ください。当直室から担当職員に連絡して対応します。

●その他

・上記の他、緊急の事態等がありましたら、下記連絡先までご連絡いただきますようお願い致します。

・保護費の支給は毎月月初めですので、令和5年1月分の保護費は1月5日に支給致します。

◎連絡先 電話25-2111（市役所当直室につながります。）

【文書取扱 宮崎市福祉部 社会福祉第一課・第二課 直通21-1775】